

地域審議会の取扱いについて（案）

- ・ 地域審議会の取扱いについては以下のとおりとする。

なお、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」における地域自治組織（地域協議会を含む）が法制化された場合、同調査会の答申を踏まえた、それぞれの地域における取り組みを尊重しつつ、12市町村で協議し、その内容を反映させていく。

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置期間）

第2条 審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、その所管する区域（以下「所管区域」という。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）合併建設計画の執行状況に関する事項
- （2）合併建設計画の変更に関する事項
- （3）所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会の委員は、30人以内をもって組織する。

2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験者
- （3）公募により選任された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときはその職務を行なう。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、所管区域を所管する支所において処理する。

(雑則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この協議は、平成17年 月 日から施行する。

平成16年 月 日